



2015年4月21日

各 位

会 社 名 ハリマ化成グループ株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川 吉弘
(コード番号 4410 東証第一部)
問合せ先 常 務 取 締 役 金城 照夫
(TEL 06-6201-2461)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2015年4月21日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。(主な改定箇所を下線にて示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループの取締役及び使用人は、とるべき行動の基準、規範を示した「ハリマグローバル企業行動基準」を遵守し、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は法令及び就業規則に則り厳正に措置する。
 - 2) コンプライアンス体制の充実、強化を推進するため取締役を中心に構成する企業倫理委員会を置く。また直接使用人から通報、相談を受ける相談窓口を社内、社外に設け、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対する不利益な取扱いの防止を社内規程に明記し厳正に運用する。
 - 3) 業務執行部門から独立した監査グループが定期的また随時に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び社内規程等に基づき保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - 2) 法令及び取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
 - 3) 取締役の職務執行に係る情報の作成、保存、管理状況について監査役が監査を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - 1) 取締役を中心に構成するリスクマネジメント委員会を置き、各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
 - 2) 各部門及び各子会社の長は、それぞれ自部門、自社に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 当社は毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について審議、議決及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - 2) 経営の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、取締役会の議決を必要としない業務執行のうち一定の重要な事項については、役付取締役等で構成される常務会にて審議、決定の上、執行する。
 - 3) 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の創出と意思決定及び業務執行の監督機能に特化し、執行役員は管掌の職務を執行する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の経営の独立性と自主性を尊重しつつ、緊密な連携を保ち、連結グループ経営の効率性の向上を図るため、子会社管理の基本方針及び当社に対する報告事項等を社内規程に定める。
 - 2) 子会社は上記社内規程に則り、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行う。

子会社管理の所轄部門は、当該報告等により子会社の業務の適正性、効率性を確認するとともに、子会社が「ハリマグローバル企業行動基準」に則ったコンプライアンス体制を構築し、リスク管理体制を確立できるよう指導、監督する。

- 3) 財務報告の信頼性を確保するため、これに係る内部統制を整備、運用及び評価する。
- 4) 監査役と監査グループは、定期的または随時にグループ管理体制を監査する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
- 2) 当該使用人は、監査役から指示された職務に関して、取締役及び上長等の指揮、命令を受けない。
- 3) 当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得た上で行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - ① 当社グループの経営及び事業運営に著しい損害を与える、または与えるおそれのある重要事項
 - ② 監査グループが行う内部監査の結果
 - ③ 内部通報制度による、またはその他の方法による内部通報の内容及び対処
- 2) 上記にかかわらず、監査役は随時、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告または書類の提出を求め、また重要と判断する会議に出席することができる。
- 3) 当社は監査役に上記の報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 「監査役会規程」及び「監査役監査規程」を定め、これらに基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保する。
 - 2) 監査役は代表取締役、会計監査人と相互に意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う会合を開催する。
 - 3) 監査役は監査グループ及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査を実施する。
 - 4) 当社は監査役の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支弁する。
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、及びその整備状況
当社グループは「ハリマグローバル企業行動基準」において、社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人、団体に関わるなど、社会良識に反する行為は行わない旨を定めている。
また、外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っている。

以 上